



令和7年度版
令和7年4月1日～

健康保険の 任意継続

健康保険の任意継続とは、

会社などを退職して被保険者の資格を喪失したとき、一定条件のもとに個人の希望により被保険者となることができる制度です。
以下の事項について必ずご確認ください。

滋賀県自動車健康保険組合

524-0104 滋賀県守山市木浜町2298-1

電話 077-585-4838

FAX 077-598-0013

URL <http://www.sj-kenpo.or.jp/>



1 任意継続被保険者となるための要件

- ① 資格喪失の前日までに「継続して2ヶ月以上の被保険者期間」があること。
- ② 資格喪失日から「20日以内」に、滋賀県自動車健康保険組合へ申請すること。
(20日目が組合の休業日の場合は休業日の翌日まで)

2 申請に必要なもの

- ① 『健康保険任意継続被保険者資格取得申出書』
被扶養者がいる場合、上記申出書の『健康保険被扶養者届《資格取得時》』欄に必要事項を記入してください。
- ② 『口座振替依頼書』
口座振替取扱要領をご確認ください。

3 任意継続被保険者の被保険者期間

任意継続被保険者となった日から2年間です。

- (**4** 任意継続被保険者の資格喪失②③④⑤⑥に該当する場合を除く)
詳しくは、滋賀県自動車健康保険組合へお問い合わせください。

4 任意継続被保険者の資格喪失

次のいずれかに該当するときは、被保険者の資格を喪失しますので、交付を受けている場合は、資格確認書等をすみやかに返納してください。

- ① 任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき
→ 資格を喪失する日：資格取得日から2年を経過した日
 - ② 保険料を納付期日までに納付しなかったとき
→ 資格を喪失する日：納付期日の翌日
 - ③ 就職して、健康保険、船員保険、共済組合などの被保険者資格を取得したとき
→ 資格を喪失する日：被保険者資格を取得した日
- ※ 任意継続 資格喪失申出書、資格確認書(交付を受けている場合)、新たに取得した資格確認書(写)または資格情報のお知らせ(写)を提出してください。
- なお、高齢受給者証や限度額適用認定証等の交付を受けている場合は、併せて返納してください。
- ④ 後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得したとき
→ 資格を喪失する日：後期高齢者医療制度 被保険者資格を取得した日
- ※ 任意継続 資格喪失申出書、資格確認書(交付している場合)、高齢受給者証を提出してください。
- ⑤ 被保険者が死亡したとき
→ 資格を喪失する日：死亡した日の翌日
- ※ 至急、滋賀県自動車健康保険組合(TEL：077-585-4838)までお電話ください
- ⑥ 被保険者が資格喪失を希望する旨を申し出たとき
→ 資格を喪失する日：申出が受理された日の翌月1日
- ※ 資格確認書等(交付を受けている場合)は資格喪失日以降に返納してください。

5**任意継続被保険者の保険料****(1) 保険料の額**

① 令和7年4月からの保険料額

健康保険料・・・退職時の標準報酬月額 × 1000分の105

介護保険料・・・退職時の標準報酬月額 × 1000分の18

(介護保険料の対象は、40歳～64歳までの方です)

ただし、退職時の標準報酬月額が360,000円を超える場合は、
360,000円です。

② 保険料は次の場合を除き、2年間は変わりません。

(ア) 任意継続加入中に40歳になり介護保険第2号被保険者に該当した場合
または65歳になり介護保険第2号被保険者に該当しなくなった場合

(イ) 健康保険料率や介護保険料率に変更された場合

(ウ) 標準報酬月額の上限(360,000円)が変更された場合

(2) 初回保険料

任意継続の申請時に納付書を発行しますので、金融機関にて納付ください。
納付確認後に資格確認書(マイナ保険証を保有していない場合)、資格情報のお知らせを交付します。

(3) 保険料の納付方法

① 口座振替

ご指定口座より保険料および振替手数料を引き落とします。

初回(もしくは2回目)は納付書にて金融機関で納めていただきます。

詳細は、別紙「口座振替取扱要領」でご確認ください。

② 納付書による納付

ご希望により、納付書は申請時～翌年3月分をご自宅に送付します。

(納付書が届かない場合や納付書を紛失した場合は、早急に滋賀県自動車健康
保険組合までご連絡ください)

金融機関窓口(手数料が必要となります)で納付してください。

ATMやネットバンキングからの納付も可能ですが、金額にお間違いのないよう
ご注意ください。

(4) 保険料の納付期限

保険料月の10日(10日が土・日曜又は祝日の場合は翌営業日)が納付期限となります。

(納付期日までに保険料を納められない場合、納付期日の翌日で資格喪失となりますので、ご注意ください。)

6

任意継続被保険者の保険給付

任意継続被保険者である間は、在職中の被保険者が受けられる保険給付と同様の給付を原則として受けることができますが、傷病手当金・出産手当金は、任意継続被保険者には支給されませんので、ご注意ください。

7

その他

- ① 氏名や住所に変更があったとき
所定の届書を滋賀県自動車健康保険組合へ提出してください。
- ② 被扶養者に異動があったとき
所定の届書を滋賀県自動車健康保険組合へ提出してください。
被扶養者を削除するとき → 資格確認書の交付を受けている場合は、返納してください
被扶養者を追加するとき → 添付書類が必要な場合があります
- ③ 被保険者資格を喪失したとき
資格確認書、高齢受給者証、限度額適用認定証の交付を受けている場合は、すみやかに返納してください。
資格喪失日以降は保険給付を受けることができません。資格喪失後に当組合の資格情報により受診した場合は、医療費を全額返納することになります。
- ④ 領収証書の保管
領収証書の再発行はできません。紛失しないように大切に保管してください。

8

任意継続被保険者資格喪失後の医療保険の加入について

任意継続被保険者となってから2年を経過した等により資格を喪失した後は、次のいずれかの医療保険制度等に加入するための手続きが必要です。

- ① 健康保険、船員保険、共済組合の被保険者となる場合
→ 勤務先の事業主が手続きを行います
- ② 家族の被扶養者となる場合
→ 勤務先または勤務先が加入する健康保険組合等へお問い合わせください
- ③ 国民健康保険の被保険者となる場合
→ お住まいの市（区）町村役場の担当窓口で手続きしてください
- ④ 後期高齢者医療制度の被保険者となる場合
→ 75歳になる方については、手続き不要です。65歳以上75歳未満の一定の障害のある方が加入しようとするときは、お住まいの市（区）町村にお問い合わせください。